

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2015.7 No.287

健全性支援実績No1を目指す！

T&FG group

TFG 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL(06)6538-0872 (編集担当 岸本)  
e-mail info@tfg.gr.jp

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- ・ 中小企業経営にまつわる随想
  - ・ 地方法人税の創設について
  - ・ マイナンバー制度について
- § 経営セミナーのご案内

### [ 今月のトピックス ]

- ・ 経営指標解説コーナー
- ・ 税務相談Q&A情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ

## 中小企業経営にまつわる随想

### 税務調査，どんぶり勘定

TFG会長 藤原 忠義

#### 暑中御見舞い申し上げます

法治国家として時代の進化ともいうべきか、税務行政とりわけ企業経営に関わりのある税務調査（以下単に調査という）手続きも無論例外ではありません。平成5年11月、日本の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る趣旨で行政手続法が創設されて久しく、この流れもあって国税通則法上で法人税等の調査手続きが明文化され、国民の予見可能性を高める改正（条項の追加）があり、平成25年1月より施行されています。

実際の調査局面では従来と目立った変化がある訳ではありませんが、当局側に事務上の負荷が増えたように漏れつつわっています。これは説明責任等の明確化で手続き上に瑕疵があった場合、更正等の処分自体が無効となる可能性があるからです。その為に慎重にならざるを得ないと思われれます。その分、着手から終了迄の日時が長期化の傾向にあり、この点気持ちの上等で、納税者側に負荷となる懸念は否めません。この調査手続きには、調査対象者への事前通知に関する諸要件も含まれ、法的に明瞭化を実現しています。

事前通知の法令化に伴い、些さか注目するのは「事前通知をせずに調査に踏み込む（無予告調査）」という局面に関し、従来同様、当局側の裁量下におくということでは法の整合性が確保されません。そこで事前通知の例外事由として、法条（同法74条の10）が設定されたという点にあります。

その要旨は「対象者の申告、過去の調査結果の内容又はその事業内容に関する情報なり、当局が有する情報に鑑み、事前通知により違法、不当な行為を容易にし、正しい所得の把握を困難にする、その他適正な調査に支障を及ぼすおそれがあると認める場合」に無予告調査ができるとしている。この条文をうけて当局側のその法条の解釈通達として事実上公開されているので、本誌の読者各位には直接関係はありませんが、参考

までにかい摘んで以下加えることとします。

「違法、不当な行為を容易にし、正しい所得の把握を困難にする」と認める場合として、事前通知により以下の各事態が合理的に推認される行為として、5つの例示を挙げているので要点のみ記述します。

(1)質問への不答又は偽りの答弁、帳簿等検査の実施を拒み、妨げる等の行為。(2)調査を困難にすることを意図し逃亡する。(3)帳簿等物件を破棄、移動、隠匿、改ざん、変・偽告する。(4)違法等の発見を困難にする目的で適正な帳簿、適正な記載、保存を行っている状態を作出する。(5)従業員、取引先等に対し上の(1)~(4)の行為を行う様要請(強要、買収を含む)。

「その他適正な調査に支障を及ぼすおそれがある」と認める場合の例示として3つ挙げているので以下要点のみとします。(1)税務代理人以外の調査立合いを求めのおそれが合理的に推認される場合。(2)事前通知の為、電話等連絡するも応答拒否又は無かった場合、(3)事業実態が不明で通知先が判明せず、事前通知が困難な場合。

当局が情報等で申告漏れがあると掴んでいる場合でも、その殆んど(例示分以外)は通常通り事前通知した上調査を行うということです。ましてや単に過去に不正計算があったという事由だけでは無予告調査はできないということでしょう。

依然として当局側に裁量の余地が一部残るとしても、概ね納税者側で判断することができこの分野に関して透明度がかかなり高まったものと云えます。

不肖TFGがパイオニアとして奮闘中の、税務上の書面添付制度のそもそもの立法趣旨は実は調査省略(部分省略を含む)を軸とする税務行政の簡素化にあるのです。

調査の手続きの法令化はこの書面添付制度と相俟って、我国中小企業のさらなる健全な発展のための環境整備に寄与していくものと思っております。

さて少し視点を変えて、調査局面で問題となるどんぶり勘定について触れたい。

どんぶり勘定とは無造作な金の出し入れとか、大雑把な会計のことを指すと云われており、習性的、全体的な意味の他、状況により部分的なケースも含まれましょう。云う迄もなく近代国家に於ける事業上の帳簿(要件具備が条件)には証拠性があり、税務当局としてもこれを無視して調査を進めることはできません。追徴税額が生じる等更正をする場合に於いては、あく迄帳簿との関連で間違いを指摘しなければならないからです。ところが調査を開始してその企業がどんぶり勘定であった場合に、調査不能として引き下がれば課税公平の大原則に反し、オープンになれば非難を受けるのは必定でしょう。

一方、当局側がそれなりの理由で強行するとしても、更正する場合はその理由を書面で開示することを求めています。今や白色申告者についても行政手続法、国税通則法の改正で更正の理由明記が明確となっております(合わせて帳簿作成を義務付ける点も整備されている)。その処分理由ですが、日本語になっていたとしても客観的に更正の理由とは云えない場合は、その更正通知書そのものが無効となり、更正することが出来ません。しかも前述の如く帳簿との関連で明らかにする必要があります。この点が争点となって当局側が敗訴した判例(大阪高裁H25.1.18)もあります。

では当局としては、帳簿もろくすっぽ無く有ったとしても大雑把な状況を前にして、一体どうすればよいのか。そこで法(法人税121条、所得税156条)は、納税者の帳簿自体を否定し、更正する場合はその帳簿よりも信憑力のある資料を準備することを可能とする推計課税というものを許容しているのです。これを当局が行う場合は青色申告者であれば先ず青色申告の承認を取消した上で、推計課税そのものの合理性で更正が実現できる仕組みとしている。青色の取消しに不満があれば納税者側は勿論争うことができる仕組みもあります。

以上、拙筆はこの辺でおきます。どうも有難うございました。皆様方の御健闘を心より御祈願申し上げます。



## 経営指標解説コーナー

### 原材料回転率とは

原材料回転率とは純売上高を原材料で割ったものをいいます。原材料の調達がうまくいっているか、不良在庫になっていないか、効率よく売上を上げているか等原材料の生産効率を示した指標です。この数値は、高いほうが良いとされています。2期前、前期と比較して数値が良くなっているかどうか確認してみましょう。もし、数値が悪くなってきていた場合には、売上高が減少していないか、原材料の調達はうまくいっているかどうか、使用しなくなってしまったもの等の不良在庫になっていないか、確認してみましょう。

## 地方法人税の創設について

改正前後の税負担は同じです

平成26年度の税制改正により、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から地方法人税(国税)が課税されます。これは、消費税率の引き上げにより地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられており、地方自治体間の格差が広がっているため、地方税の一部を国税である地方法人税へ移行し、この国税である地方法人税を各地方自治体に配分する地方交付税の原資とし、地方自治体間の財政力格差の縮小を目的として創設されています。同時に、平成21年度税制改正により、事業税の一部が地方法人特別税に移行されましたが、そのうち3分の1相当を事業税に還元することとされています。結果、全体の税額は改正で変わりません。

### 改正前後の税率の比較

改正前の法人住民税は、法人税額を課税標準とし、次の税率で課税されていましたが、このうち法人住民税の税率の一部(4.4%相当額)を地方法人税(国税)として課税し、法人住民税所得割額の税率が次の税率に引き下げられています。

	改正前		改正後		差
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	
道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%	1.8%
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%	2.6%
合計	17.3%	20.7%	12.9%	16.3%	4.4%

### 地方法人特別税・法人事業税の税率改正

地方法人特別税の3分の1を法人事業税に還元するため、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から次のとおり地方法人特別税率及び事業税率が改正されています。

地方法人特別税率と事業税率の合計では、改正前後において、ほとんど合計税率は変わっていません。

地方法人特別税の税率引き下げ 改正前 事業税の 81% 改正後 事業税の 43.2%

外形標準課税不適用(期末の資本金が1億円以下の法人)普通法人の事業税率の引き上げ(所得割)

		改正前	改正後
軽減税率適用法人	年 400 万円以下の所得	2.7%	3.4%
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	4.0%	5.1%
	年 800 万円超の所得	5.3%	6.7%
軽減税率不適用法人		5.3%	6.7%

#### 地方税の予定申告税額の計算方法

地方税率の改正に伴い、平成26年10月1日以降最初に開始する事業年度に限り、地方税の予定申告税額の計算方法が、次のとおり改正されています。

改正前 前事業年度の税額 × 6 / 12 (前事業年度の月数)

改正後 前事業年度の税額 × 下記の月数 / 12 (前事業年度の月数)

税目	法人事業税	地方法人特別税	都道府県民税	市町村民税
月数	7.5 月	4 月	3.8 月	4.7 月

#### 地方法人税申告書

平成26年10月1日以降の開始事業年度から法人地方税の申告書の提出が必要となります。法人税申告書の様式の改定により、法人税申告書と地方法人税申告書が一つの様式になっています。この様式の申告書を使用することにより、法人税申告書と地方法人税申告書の提出を同時に行うこととなります。

## 詳しく知りたい！マイナンバー制度

### 個人番号の取得・廃棄における適正な取扱い

いよいよ今年の秋から施行される(開始日は2016年1月1日)マイナンバー制度ですが、個人番号については厳格な取扱いをしなければなりません。今回は、企業が従業員の個人番号を取得してから廃棄に至るまでの取扱いを紹介致します。

#### 個人番号の取得

(1) 本人確認の方法 (個人番号の提供を受ける際には、本人確認が義務付けられています。)

本人の個人番号の提供を受ける場合

( ) 個人番号カードの提示

( ) 通知カードの提示を受ける場合

「通知カード」+「本人の身元確認書類」

( ) ( ), ( ) 以外の場合

「番号確認書類」 + 「本人の身元確認書類」

\* 身元確認書類は、運転免許証、旅券又は住民基本台帳カード等の写真付身分証明書であれば1種類で確認できます。写真付身分証明書が困難な場合は、健康保険証等又は官公署等から発行された書類（氏名・住所等の記載のあるもの）等の中から2種類で確認します。

\* 個人番号カード及び通知カード以外の番号確認書類は、住民票の写し等です。

代理人から従業員等の個人番号の提供を受ける場合

代理確認書類（戸籍謄本、委任状等） + 代理人の身元確認書類（写真付身分証明書等、健康保険証等）  
+ 本人の確認番号書類（本人に係る個人番号カード、住民票の写し等）

## (2) 従業員等へ個人番号の提供を求める時期

個人番号の提供を求める時期は、社会保障及び税等の手続書類の作成義務発生時点が原則ですが、契約を締結した時点でその事務の発生が予想できる場合には、契約締結時に提供を求めることが可能です。

### 個人番号の廃棄

事業者は、特定個人情報を利用する事務を行う必要がなくなった時点で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号を出来るだけ速やかに廃棄又は削除する必要があります。

例えば扶養控除等申告書は、7年間保存することになっていることから、当該期間を経過した場合には、当該申告書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、原則として個人番号が記載された扶養控除等申告書を出来るだけ速やかに廃棄しなければなりません。そのため廃棄や削除を前提として、年や年度ごとにファイリングする等の保管体制を構築する必要があります。ただし、個人番号を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは認められています。



## 税務相談 Q&A 情報コーナー

法人設立期間中の費用取扱いは、新設法人と法人成とはちがうのですか

法人を設立する迄に係る費用は 法人設立の為の登録免許税や司法書士報酬等の創業費 開業の為の広告宣伝費、市場調査費等の開業費 事務所家賃、水道光熱費、借入金利子、給料等の経常的に生ずる費用があります。法人設立1期目で と は一旦繰延資産とした上で全額損金又は5年以内で任意償却します。 は法人成の場合、個人事業としての経費とし、新設法人の場合は設立1期目の損金となりますが、設立期間が長期にわたる場合は損金とならないので注意が必要です。



## 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。  
内閣官房 マイナンバーをご存じでしょうか。同サイトには、本ニュースでも取り上げておりますマイナンバーについて詳しい解説が掲載されています。良くある質問(FAQ)の他、「動画でみるマイナンバー」等一般の方、事業者の方にとっても非常に分かり易い解説がされておりますので、一度ご覧くださいませ。

「内閣官房 マイナンバー」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

### TFG 経営セミナーのお知らせ

TFG税理士法人・TFG 共栄会は、経営セミナーを開催いたします。

#### 「マイナンバー開始直前セミナー」

- 詰めの段階でのセミナーです -

2016年1月より「社会保障」、「税」、「災害」行政手続きでマイナンバーの使用が開始されます。企業は限られた時間の中で、マイナンバー制度に対応しなければなりません。

本セミナーでは本年10月より通知される詰めの段階での抑えておくべきポイントを分かりやすくご紹介します。

講師：TFG税理士法人 税理士  
\* 質疑応答時は社会保険労務士も対応予定

日時：平成27年10月6日(火) 14:00~16:00

場所：大阪産業創造館 5F 研修室 (大阪市中央区本町1-4-5)

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ!

起業・革新・ベンチャー支援 ... T&F Group

TFG 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐